

<h1>山梨県公報</h1>	号外第五十八号	日 曜 金																				
	平成十五年 十月三日																					
目次																						
<b>監査委員</b> 監査の結果に関する報告の公表.....																						
<h2>監査委員</h2>																						
<p><b>山梨県監査委員告示第九号</b></p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成十五年十月三日</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">山梨県監査委員</td> <td>勝</td> <td>敏</td> <td>夫</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>早</td> <td>川</td> <td>秋</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>奥</td> <td>秋</td> <td>恵</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>竹</td> <td>越</td> <td>久</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高</td> </tr> </table>			山梨県監査委員	勝	敏	夫	同	早	川	秋	同	奥	秋	恵	同	竹	越	久				高
山梨県監査委員	勝	敏	夫																			
同	早	川	秋																			
同	奥	秋	恵																			
同	竹	越	久																			
			高																			
1 監査対象箇所及び監査期日																						
監査箇所	監査年月日																					
峡北地域振興局 企画振興部 健康福祉部 林務環境部 農務部 建設部	平成 15 年 6 月 13 日																					
衛生監視指導センター	平成 15 年 6 月 19 日																					
峡中地域振興局 企画振興部 健康福祉部 " 小笠原保健所 林務環境部 農務部 建設部	平成 15 年 6 月 19 日																					
峡東地域振興局 企画振興部 " 東八代総務課 健康福祉部 " 日下部保健所 林務環境部 農務部 " 東山梨農業改良普及センター 塩山建設部 石和建设部	平成 15 年 7 月 18 日																					
峡南地域振興局 企画振興部 " 西八代総務課 健康福祉部	平成 15 年 7 月 15 日																					

" 身延保健所 林務環境部 農 務 部 " 南巨摩農業改良普及センター 市川建設部 身延建設部	
富士北麓・東部地域振興局 企画振興部 " 北都留総務課 健康福祉部 " 吉田保健所 大月林務環境部 吉田林務環境部 農 務 部 " 北都留農業改良普及センター 都留建設部 大月建設部	平成 15 年 7 月 25 日

2 監査対象期間  
平成 14 年度

3 監査の方法  
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分  
監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項  
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項  
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果  
財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部の箇所改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。  
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)									
指導(件)	25	16	13	16	14	11	20	1	116
注意(件)	11	8	8	5	3	2	11	1	49
合 計	36	24	21	21	17	13	31	2	165

6 監査結果の概要  
不適切な事務処理として、公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項  
収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの  
使用料等の調定事務に不備があり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項  
補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの  
支出負担行為何れの事務処理に不備があり改善を要するもの  
支払いの遅延があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項  
旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの  
時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの  
特殊勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- (4) 物品管理に関する事項  
備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの  
長期間未利用のまま保管されている物品があり改善を要するもの
- (5) 財産管理に関する事項  
未登記の用地があり改善を要するもの  
行政財産使用許可の手続きに不備があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

契約書の作成事務に不備があり改善を要するもの

随意契約で見積書の取り扱いに不備があり改善を要するもの

(7) 工事に関する事項

工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの

設計変更の手続きに不備があり改善を要するもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番